



同時発表：警察庁

令和6年6月25日
道路局参事官（自転車活用推進）

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を改定しました

国土交通省と警察庁では、安全で快適な自転車利用環境の創出を一層進めるため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を改定しました。

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」は、自転車は車両であり車道通行が原則という観点に基づき、面的な自転車ネットワーク計画の作成方法や自転車通行空間設計の考え方等について、全国の道路管理者や都道府県警察に対して提示しており、平成24年11月に作成し、平成28年7月に改定を行っています。

その後、自転車活用推進法が施行され、国及び都道府県が定めた自転車活用推進計画を勘案しながら、全国において自転車ネットワーク計画を位置付けた市町村自転車活用推進計画の策定が進んでいることなど、前回改定後に生じた情勢の変化を踏まえつつ、安全で快適な自転車利用環境の創出が一層進むよう、本ガイドラインを改定しました。

■本ガイドライン（改定版）は、以下のURLでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/road/road/bicycle/pdf/guideline.pdf>

■添付資料

別添：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

お問い合わせ先

道路局 参事官（自転車活用推進） 種蔵、真野

電話 代表：03-5253-8111（内線 38127）

直通：03-5253-8497



自転車活用推進本部

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

1. 経緯

平成 24 年 11 月	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインを策定
平成 28 年 7 月	同ガイドライン改定
平成 29 年 5 月	自転車活用推進法施行
平成 30 年 6 月	第 1 次自転車活用推進計画を閣議決定
令和 3 年 5 月	第 2 次自転車活用推進計画を閣議決定

(同ガイドラインを改定することについて記載)

2. 安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会

<メンバー>

屋井鉄雄（東京工業大学 特命教授・名誉教授）【委員長】、入谷誠（（一財）全日本交通安全協会 専務理事）、井料美帆（名古屋大学大学院 准教授）、北方真起（WALIFEPlanning 代表）、絹代（サイクルライフナビゲーター）、楠田悦子（モビリティジャーナリスト）、久保田尚（埼玉大学大学院 教授）、栗田敬子（NPO 法人 エコ・モビリティサッポロ 代表理事）、古倉宗治（NPO 法人 自転車政策・計画推進機構 理事長）、小林成基（NPO 法人 自転車活用推進研究会 理事長）、小林博（（公財）日本サイクリング協会 理事・事務局長）、佐藤栄一（宇都宮市長）、三国成子（地球の友・金沢）、吉田長裕（大阪公立大学 准教授）

<検討経緯>

- 第 1 回（令和 5 年 2 月）： 前回改定からの変化を踏まえ広く様々な論点について議論
- 第 2 回（令和 5 年 4 月）： 骨子案の提示、改定部分にスコープを絞って議論
- 第 3 回（令和 5 年 9 月）： 空間再配分の示し方など各論について確認
- 第 4 回（令和 6 年 2 月）： ガイドラインの改定素案について議論

3. ガイドラインの主な改定内容

- ① 自転車活用推進法及び自転車活用推進計画の反映
- ② 質の高い自転車通行空間の整備促進
- ③ 自転車専用通行帯における路上駐停車対策の強化
- ④ 利用ルールの徹底
- ⑤ 新技術やデータの活用の促進



○自転車活用推進法及び第二次自転車活用推進計画(閣議決定)を踏まえて、車道通行を原則とした自転車ネットワークの形成を一層推進するため、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(H24・H28通知)を改定。

① 自転車活用推進法及び自転車活用推進計画の反映

◆前回のガイドラインの通知後に策定された自転車活用推進法(H29年5月施行)や第二次自転車活用推進計画(R3年5月閣議決定)を反映し、自転車の活用推進に関する視点を充実。

② 質の高い自転車通行空間の整備促進

- ◆限られた道路空間の中で、現地状況に応じた柔軟な再配分や分離を行うことにより、自転車道や自転車専用通行帯の整備を検討する手法を例示。
- ◆現地の実務担当者の理解が進むよう、考え方の概念図や設計例の平面図などの図表や根拠法令等に関する記述を充実。
- ◆将来的には完成形態での整備を目指すことが基本であることや、車道混在は自動車の速度の低い道路において、自転車と自動車が同一の空間を共用する概念であることを明確化。
- ◆複雑な交差点における通行ルールの表示方法について例示。
- ◆整備の機会を逃さないよう、他の道路事業との円滑な連携を進めることについて手順を記載。
- ◆計画・整備・維持管理における市民等との協働について改めて記載。

③ 自転車専用通行帯における路上駐停車対策の強化

◆自転車通行空間における駐停車の基本的な考え方や、停車帯等を併設する場合の設計方法例を提示。

④ 利用ルールの徹底

◆自転車通行空間の整備形態別に道路管理者、都道府県警察が特に注意しなければならない通行ルールについて解説。

⑤ 新技術やデータの活用の促進

◆シェアサイクルやスマートフォンの移動履歴から自転車プローブデータを分析し、地域の状況を把握することの有効性について例示。

第2次自転車活用推進計画の概要（令和3年5月28日閣議決定）



1. 総論

（1）自転車活用推進計画の位置付け

自転車活用推進法に基づき策定する、我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画

（2）計画期間

長期的な展望を視野に入れつつ、令和7（2025）年度まで

（3）自転車を巡る現状及び課題

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

（措置）「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」について見直しを図る。

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進
2. 自転車通行空間の計画的な整備の推進
3. 路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進等
4. シェアサイクルの普及促進
5. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
6. 情報通信技術の活用の推進
7. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

12. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
13. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

14. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
15. 多様な自転車の開発・普及の促進
16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や指導・取締りの重点的な実施
18. 学校等における交通安全教室の開催等の推進
19. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進（1. の再掲）
20. 自転車通行空間の計画的な整備の推進（2. の再掲）
21. 災害時における自転車の活用の推進
22. 損害賠償責任保険等への加入促進

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

8. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
9. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
10. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
11. 自転車通勤等の促進